
平成十五年政令第四十五号

知的財産戦略本部令

内閣は、知的財産基本法（平成十四年法律第百二十二号）第三十三条の規定に基づき、この政令を制定する。

（国務大臣以外の本部員の定数等）

第一条 知的財産戦略本部員（以下「本部員」という。）のうち、知的財産基本法第二十九条第二項第二号に掲げる本部員の定数は、十人以内とする。

2 前項の本部員の任期は、二年とする。ただし、補欠の本部員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 第一項の本部員は、再任されることができる。

4 第一項の本部員は、非常勤とする。

（専門調査会）

第二条 知的財産戦略本部（以下「本部」という。）は、専門の事項を調査させるため必要があるときは、その議決により、専門調査会を置くことができる。

2 専門調査会の委員は、当該専門の事項に関し学識経験を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3 専門調査会の委員は、非常勤とする。

4 専門調査会は、その設置に係る調査が終了したときは、廃止されるものとする。

（専門調査会に属する本部員）

第三条 知的財産戦略本部長（以下「本部長」という。）は、必要があると認める場合は、専門調査会に属すべき者として本部員を指名することができる。

（雑則）

第四条 この政令に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が本部に諮って定める。

附 則

この政令は、知的財産基本法の施行の日（平成十五年三月一日）から施行する。
